



分類	回	覧	指示事項
4 ノ ノ	校長	教頭	係
			

平成23年5月30日

各小中学校長様

四万十町教育長
〈公印省略〉

公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部改正について

いつもお世話になっております。

公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部が改正され、平成23年5月20日から施行される旨通知がありました。

つきましては、貴所属教職員にご周知いただき、適正な取扱いをお願いします。

なお、下記の運用上の注意事項にご留意ください。

記

- 1 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、被災者を支援する活動を行う場合のボランティア活動（以下「特例によるボランティア活動」という。）以外のボランティア活動による特別休暇を5日取得後、特例によるボランティア活動による特別休暇を2日取得することはできる。
- 2 特例によるボランティア活動により、特別休暇を5日取得した後に、その他の活動によるボランティア活動で特別休暇を2日取得することはできない。（プラスとなる2日は、特例によるボランティア活動に限定）

新 旧 対 照 表

新	旧
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋） 附 則 1 略 (経過措置) 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第3条第3項又は第6条の規定に基づき人事委員会の承認を得ている勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについての定めは、この規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第2条第2項の基準に適合しない場合を除き、条例第5条第2項ただし書の規定に基づき人事委員会と協議した週休日及び勤務時間の割振りにについての定めとみなす。	公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋） 附 則 1 略 (経過措置) 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（以下「旧規則」という。）第3条第3項又は第6条の規定に基づき人事委員会の承認を得ている勤務を要しない日及び勤務時間の割振りにについての定めは、この規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（以下「新規則」という。）第2条第2項の基準に適合しない場合を除き、条例第5条第2項ただし書の規定に基づき人事委員会と協議した週休日及び勤務時間の割振りにについての定めとみなす。 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員であって、平成6年2月以降において新たに職員となった者の施行日以後の平成6年における年次有給休暇の日数については、新規則第9条第1項の規定にかかわらず、旧規則第8条第2項に規定する年次休暇の残日数とする。 4 施行日前に使用された旧規則第9条の病気休暇は、新規則第10条の病気休暇として既に使用されたものとみなす。 5 施行日前に使用された旧規則第10条の表の3の項、10の項、11の項、12の項、15の項、17の項又は20の項の特別休暇であって、同一の事由について新規則第11条の表の3の項、10の項、11の項、12の項、15の項、17の項又は20の項の特別休暇に該当することとなるものについては、それぞれ同表の3の項、10の項、11の項、12の項、15の項、17の項又は20の項の特別休暇として既に使用されたものとみなす。 6 施行日前に使用された旧規則第12条の組合休暇は、新規則第16条の組合休暇として既に使用されたものとみなす。

(東日本大震災に伴う特別休暇に関する特例)

3 平成23年12月31日までの間において、東日本大震災（同年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の被災者を支援する活動を行う場合における第12条第1項の表の19の項の規定の適用については、同項の表の19の項中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この項において同じ。）の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）内において、アに掲げる活動を行う場合にあつては、7日）」とする。